



香寺包括だより

担当小学校区：香呂・中寺・香呂南



いろいろな手口！

消費者被害にあわないために！

昨年度に姫路市消費生活センターに寄せられた新規相談件数は4,236件、継続相談件数は2,424件、合わせて受付総数は6,660件ありました。気になることがあれば、香寺地域包括支援センターにもご相談ください。

市職員や警察を名乗る人からの電話

- ☛ 「還付金がある」「ATMへ行って」「暗証番号を教えて」「現金、カードを預かる」は詐欺！！



貴金属を強引に買い取られた

- ☛ いきなり訪問してきた買取業者には対応しない
- ☛ クーリングオフ期間中（8日間）は物品を引き渡さない



特殊詐欺にご注意!!

外注駆除で高額な請求

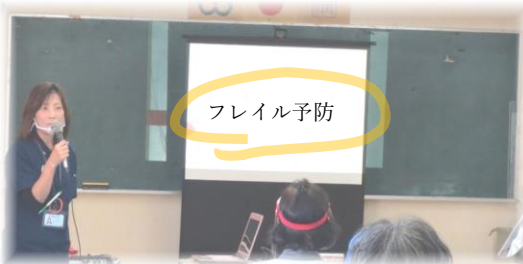
- ☛ 広告の料金をうのみにしらない。
- ☛ 作業内容を確認する、複数社から見積りをとるなど比較検討



気になることがあれば迷わず電話

消費者ホットライン 局番なし 188 (いやや)

☆健康講座をご活用ください



『フレイル予防』について、いきいき百歳体操や認知症サロンなどの通いの場等で、健康講座を行っています。介護保険や権利擁護に関する講座の依頼も承ります。

香寺地域包括支援センターへまで、お問い合わせください。





『成年後見制度利用支援事業』が拡充されました。

姫路市では、助成を受けなければ制度利用が困難な人に対し、申立に係る費用及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成しています（令和4年4月1日から、市長申立以外の申立についても条件に該当すれば助成が受けられるようになりました）。

〔助成対象者〕

活用できる資産および貯蓄等が乏しく、申立費用の助成を受けなければ、制度の利用が困難な状況にある者で下記のいずれかに該当するもの

- ・ 姫路市が老人福祉法に基づき措置した者
- ・ 姫路市が実施期間として生活保護法に基づき保護を行っている者
- ・ 姫路市の介護保険の被保険者
- ・ 精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳を所持している者
- ・ 姫路市において障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービスを利用し、又は利用しようとする者



「ヤングケアラー」とは、

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものことです。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。

詳細についてはこちらをご覧ください→



(厚生労働省 HP <<https://www.mhlw.go.jp/young-carer/>> より抜粋)

地域の中で、日常的に高齢者のお世話をしているなど、気になる子どもがいたらご相談ください。介護保険サービスを利用したり、関係機関と連携することで、支援することができます。

高齢者の身近な相談窓口

姫路市香寺地域包括支援センター

受託法人：社会福祉法人 徳宗福祉会

地域包括支援センターは、市が設置している高齢者相談窓口です。

まずは、お気軽にお電話ください。自宅にお伺いしての相談にも応じます。

姫路市香寺町中屋 14 (香寺事務所 3階)

☎ 079-232-3337

●相談受付時間 平日 8:35~17:20

※緊急時は休日・夜間の相談も可能です。



いつでも気軽にご相談ください

